

親の選択の自由による教育改革

—1980年代イギリスにおける市場主義をめぐる論争とシェフィールド・プロジェクト—

青木研作

1. はじめに

1980年代のイギリスの教育改革に大きな影響を与えたネオ・リベラルの論者たちは、選択のもつ機能を賞賛し、学校教育を改善するための手段として親や生徒の選択権拡大を主張した。市場メカニズムに絶対的な信頼を寄せる彼らは、消費者である親や生徒が教育サービスを自由に選択する権利を持つことになれば、学校教育の質は自然に向かうと考えていた。そのメカニズムは、消費者に選択されなければ生き残ることができないという市場経済的な状況を学校教育に導入することによって、生産者である学校は消費者のニーズを満たす教育サービスを提供するための競争を開始し、その競争が教育サービスの質の向上や多様性を生み出すことにつながるということであった。また彼らは、選択できるということは個々人が自らの選好を表現できるということであり、選択可能な範囲は生き方の自由度を反映するものだと考えていた。つまり、教育改革において選択権の拡大を推し進めるることは学校教育の水準を上げ、親や生徒の自由な生き方を認めることであると主張されたのであった。そうした主張を背景に、1988年教育改革法では、選択機会を拡大する目的⁽¹⁾で、オープン・エンロールメント open enrolment の導入、国庫補助学校 Grant-Maintained School 制度の設置、シティ・テクノロジー・カレッジ City Technology College の承認、などの政策が導入されることになった。

こうした改革の背景には、これまでのイギリスの教育行政が教育サービスの生産者の意向を強く反映して展開してきたことに対する不満があり、消費者が選択することによって自らの望みをかなえたいという気運が高まった結果であった。しかし、ネオ・リベラルの論者たちが論じるように、消費者が望む選択を提供するためには教育行政におけるさまざまな規制の撤廃や緩和を要求する自由市場のもとに教育制度を構築しなければならないのであろうか。確かに完全な自由市場のもとでは、どのような選択がなされても規制されることはないと想定するが、選択に無制限の自由が与えられているとみなすことができる。しかし規制されないということは同時に、良い選択と同様に悪い選択をも放置してしまうことを意味する。さまざまな立場にある消費者が選択するという状況を考慮すれば、自由市場に基づく教育制度は彼らが望む選択を提供するシステムとして相応しいものとはいえないのではなかろうか。

消費者が望んでいる選択を十分に提供し、望まない選択を規制する教育制度のあり方について、1980年代にすすめられたイギリス教育改革をめぐる議論や研究は教育制度の設計や学校のあり方に

とって大いに参考になる。本稿では、まず市場システムにおける選択の機能を賛美するネオ・リベラルの考えに対するさまざまな角度からの批判を検討する。そして、親の選択理由に関する調査研究の結果に基づいて、親が望んでいること（真に選択したいこと）は選択機会の量的な拡大よりは選択肢の質的な水準の維持や向上であることを明らかにし、市場論にもとづく教育制度の構想の欠点を指摘したい。なお、本稿でイギリスという場合は、もっぱらイングランドとウェールズを念頭に置いていることをあらかじめお断りしておく。

2. 自由市場に基づく教育制度に対する批判

サッチャー政権のもとで1981年から1986年まで教育科学大臣を務めたジョゼフ（Joseph, K.）はネオ・リベラリストとして知られているが、彼は市場に対する思いを以下のように述べている。「・・・無数の個人の多様なニーズを、いかなる人間も考えもつかないやり方で、強制なしに、命令なしに、官僚的介入なしに調整し、満足させる市場システムは、人類に知られた国民の富の最大の発生者である」⁽²⁾。また、ジョゼフの跡を継いで教育科学大臣となり市場の要素を多く取り入れた教育改革法を成立させたベーカー（Baker, K.）も「（教育改革法は）学校における親の参加を活気付かせるであろう。親はより多くの選択を持つであろう。彼らは選択するための多様な学校をもつであろう。親は自分の子どもが何を教えられそして何を学習しているのかを知るのに最適な位置にいることになるであろう・・・そして（親たちは）教育の公的な仕組みに競争を導入するであろう。この競争はあらゆる領域でよりよい基準への意欲を刺激することになる我々の学校システムに新しい力学を導入するであろう」⁽³⁾と述べ、市場がもたらす競争原理の有効性を擁護している。ジョゼフの市場システムへの絶対的な信頼やベーカーの競争原理の有効性についての認識は自由市場を擁護する人々に共通してみられる考え方であるが、それに対する批判がさまざまな角度からなされている。ここでは歴史的・原理的・実践的な側面からの批判をとりあげてみたい。

第一に歴史的側面であるが、自由市場に基づいた教育制度はすでに失敗した制度であるという歴史的事実はロートン（Lawton, D.）によって指摘されている⁽⁴⁾。教育はすべての人がある年齢までは必ず受けるものであり、それを可能にする教育制度を国家が責任をもって提供するという現在の制度に慣れ親しんでいる我々にとって、国家が介入しない教育制度を思い描くことは難しいが、19世紀初期のイギリスにおいては教育に対する自由放任主義的な対応こそが支配的な考え方であった。しかし、1833年になって初めて国家が学校に助成金を出すと、それ以降徐々に教育に対する国家の介入の度合が増していくようになった。国家の介入を招いた背景には、18世紀後半から始まる産業革命以降、産業化の進んだ社会が優秀な労働力を確保する必要性を高めていたのに対して、自由市場に基づいた教育制度ではその要求に十分に対応できなかっことが挙げられる。対応できなかった理由は、時代の急激な変化や人々の貧富の差などさまざまな要因が考えられるが、ここで指摘しておかなければならぬのは選択の自由と結びついて語られる自由市場が本当は必ずしも選択の自由と結びつかないとということである。自由市場において選択の自由度はそこに参加する人びとのもつさまざまな特性によ

って大きく異なる。例えば、授業料を払うことのできる十分な財力をもつ人や非常に優れた能力をもつ人にとっては選択の自由度は無限に広がるかもしれないが、そうではない人はもしかするとまったく選択できないかもしれない。こうした状況を踏まえて、1833年から国家が教育に対して介入を始めたのは、自由市場において選択することができなかつた人々に対して選択することができる環境を提供しようとする試みであったとみることができるのであり、その行為は1870年の初等教育の無償化へつながっていったのである。ロートンが「完全なプライバタイゼーションを支持する人々は以前失敗し、そして今はどこにも見られない完全な自由市場制度に戻るために説得力のある主張を生むことはない」⁽⁵⁾と述べているように、自由市場は選択の自由度を必然的にもたらすものではないということは歴史的事実として明らかである。

第二に原理的側面であるが、ランソン（Ranson, S.）は以下のような考察に基づいて自由市場に基づいた教育制度は望ましい選択を与えないことを指摘している⁽⁶⁾。市場において想定されている人間の特徴は、数ある選択肢の中で最大の利益をもたらすものを選択する存在として現されるが、それは人間のもつ利他的な要素をまったく考慮しない狭隘なものである。この狭隘な人間モデルからでは諸個人が生活するうえで必要不可欠な公共性や社会正義の問題について検討する余地がなく、教育はコミュニティの連帯や文化の継承といった従来果たしてきた重要な役割を担えなくなってしまう。こうした狭隘な人間モデルを良しとする考え方は、望ましい選択に対する以下のような弊害に対処できないであろう。例えば、教育サービスの生産者である学校は消費者のニーズを満たして市場で生き残るために競争をするのであるが、その競争は自ずと序列化をすすめ、その結果ヒエラルキーの上位にある学校は必然的に需要が高まり、消費者に対して選抜が行われることになる。これは消費者の選択が生産者に権利を与えるという状況を生むので、自由市場がもたらすと信じられている選択権拡大のメリットとは逆に、ある部分では選択の機会を減少させたり消滅させたりする。また、市場において流通する希少な商品、例えば芸術作品のようなものの分配は、それを求める人が多ければ希少価値は高まり、それを購入するための価格が上昇するので、最も高い値をつけた人がそれを購入できるという価格メカニズムを通して行われる。社会において特權的な職業を目指す人々をふるいにかける際に用いられる機構の一つとしての教育に価格メカニズムが働く場合、購入者の支払能力は文化資本によって大きく影響を受ける。特權的な地位とむすびつく教育サービスの購入可能性が、消費者が市場に持ち込む文化資本の所有量の差に比例する時、市場は不平等再生産を援護するシステムとなる。ランソンは、「市場は社会的バイアスを隠す。それは、消費者が市場に持ち込む不平等を抑えるのではなくて、再生産する。みせかけの中立性のもとで、市場機構は富と特權の以前から存在する社会階級的秩序を積極的に強める。……（市場に由来する）そのメカニズムは諸個人の選好が相互の利益になるように意図的に調整することを禁じるので、彼らは自分たちの幸福が減っていく状況から抜け出せない。利己主義は自滅的であり、私的な選択は公共の幸福を救いがたく減らすのである」⁽⁷⁾と述べている。つまり市場は利益と不利益のそれぞれが着実に増大するシステムであり、有利な状態にある人々の選択を容易にさせ、不利な状態にある人々の実質的な選択や機会を減少させる。以上のよ

うな生産者有利の状況や不平等再生産の構造は合理的な（狭隘な）人間モデルでは解決できない。それを防ぐためにはなんらかの規制が必要であり、そのための人間モデルは公共性や社会正義の問題を考慮に入れながら選択することが可能な利他的要素をもつ人間でなければならないであろう。

第三に実践的側面であるが、これはバー（Barr, N.）によって情報の面から自由市場に基づく教育制度が規制のある制度に比べて選択しやすい環境を効率的に準備できるとはいえないことが指摘されている⁽⁸⁾。自由市場を擁護する人々が想定しているのは、各学校が規制の撤廃によって国家や地方教育当局の官僚的支配から解放され、競争原理の導入によって教育サービスの質の向上と親や生徒のニーズへの対応を迫られることになり、その結果、親や生徒は望ましい選択をすることが可能になるということである。しかし、例えばある学校が非常に質の低い教育をしているにもかかわらず、その学校の完全な情報が欠如していることによって、または親たちが教育に対して無関心であったり判断に迷ったりすることによって、その学校が効率的に排除されないという可能性は十分に考えられる。バーは「完全な情報perfect information」の欠如は教育においては特に重要な問題であると指摘し、以下のように述べている。「品質が適切に管理されるときにのみプライベートな製品は効果的に働くものとなるであろう。この見解に反論するリバタリアンたちは、不満を抱く親たちは別の学校に子どもを転校させることができると可能であるし、もしも私立学校が悪い評判を立てられたらその学校は経営が成り立たなくなるであろうと主張する。この線に沿った主張の弱点には二つの要素がある。第一に、親たちは自分達の子どもがひどい教育受けていることを認識するための十分な情報を持つことはないだろうし、あるいは、たとえ認識したとしても、それについてどうすればよいかについての確信をもつことはないだろう。第二に、教育は繰り返し可能な実験ではない。ひどいサービスをするレストランは経営が成り立たなくなるというのは真実であろう。なぜならば、そのレストランを利用した客はひどい食事を出されたに過ぎず、サービスの良い別のレストランに行くことで彼の人生の残りを過ごすことができるから。しかし、教育に対してこの主張を適用することは根拠のない論理的飛躍を起こすことになる。教育は非常に重要な一度きりの経験である。なぜならば、悪質な教育を1年あるいは2年受け続けた子どもはもはや決して回復しないだろうから。加えて、子どもは学校を変えることで、情緒的な面において高い代償を支払うことになるかもしれない。より適切な類推をすれば、そのレストランは何も知らない客に一生続く不健康の原因となるかもしれないひどい食事を出すレストランなのである」⁽⁹⁾。以上のことから、直接的な統制を伴なう国家の教育政策のもとにあるのと、自由に機能する市場メカニズムによるのとではどちらが「失敗作」を排除し易いかという論争を整理することができる。バーが述べた例でも明らかなように、市場がすべての悪質な働きを排除する、すなわち、情報の伝達は計画された制度よりも市場に基づいた制度のほうがより早くより効果的であるという証拠はない。望ましい選択は完全な情報がありそれを利用できるときにのみなされうるので、不完全たらざるを得ない現実の自由市場において親や子が望ましい教育を選択するということは言えない。

3. 望ましい選択とはなにか

さまざまな問題点を含みながら、しかし1980年代の改革は、親や子の選択機会を拡大して学校間の生徒獲得競争を促し、それによって教育の質の向上ならびに多様なニーズに応えうる学校を提供するといった市場原理をとりいれる線に沿ってすすめられた。例えば、1980年教育法で補助学席制度 Assisted Places Scheme が導入された。この制度は頭のいい生徒が上位の私立学校に移ることができるように政府が奨学金を支給したり、授業料を負担したりするものであり、結果として公立学校と私立学校の区別を曖昧にさせ、お互いが競争できる環境を整えたものといえる。また公立学校同士の競争を促した例としては、それぞれの学校が独自性をもったうえで親や子が選択できる環境を整えるために、1988年教育改革法でローカル・マネジメント・オブ・スクールズ Local Management of Schools とオープン・エンロールメントという二つの制度を公立学校に導入したことが挙げられる。

こうした政策を支持する人は選択の自由こそが競争の源泉であり、教育の質を高め多様なニーズに応えることのできる最も良い方法であると主張する。すなわち、親は良い学校を選ぶだろうから、最終的に、悪い学校は潰れるということである。また、たとえ悪い学校が潰れなくても、その学校の職員はその評判を受け止めて、自らの学校を改善するためにより一生懸命仕事をし始めるだろうということが想定されている。そこには「選択＝教育の質の向上」という暗黙の了解があり、選択機会を拡大する政策により親や子は自らが望む教育サービスを享受できるとされる。

しかし、ロートンは以上の主張が実際どのような結果を生じているのかについて、スコットランドにおける1981年の法律制定以降の動向を例にして、その問題点を指摘している。ロートンがスコットランドのデータを用いた理由は、スコットランドにおいては1981年にLEA（地方教育当局）の権力を制限し学校に生徒を最大限度まで受け入れさせることを定めた「親憲章 Parents' Charter」法が成立し、後のイングランドとウェールズで1988年に成立した教育改革法と非常に似た内容のものが1982年以降スコットランドすでに実施されており、イングランドとウェールズの1988年教育改革法の先行例となっていたからである⁽¹⁰⁾。ロートンの指摘した問題点は以下のようなものである⁽¹¹⁾。

- ①「貧しいdeprived」地域で頭の良い労働者階級の子どもが新しい制度から特に利益を受けているという証拠はない。
- ②学校の水準が競争の結果（5、6年経過して）改善しているという証拠もない。
- ③人気の高い学校はしばしば増加する生徒数にどう対処するか困惑しているということがわかっている。
- ④市場の影響力が働いて閉鎖した学校はなく、生徒の数が減少している学校は親の願い（例えばより安全に学校に通えるようにとか荒れた地域をより魅力的なものに改善しようという願い）に積極的に応えることが難しくなっている。
- ⑤一度生徒数が減少し始めると、学校を立て直すことは非常に困難であった。
- ⑥不平等の増大や学校間格差の拡大、「二重構造のシステム two-tier system」が発展しつつある徵候があった。

のことからロートンは選択することについて、「原則的には望ましいけれども、万能薬ではなく、市場の競争は学校組織の問題を自動的に解決するものではないし、ましてや水準を必然的に上げにくく

れるようなこともない」⁽¹²⁾と述べている。またこうした制度への批判として、「一般の人々は選択権を求めており、可能な限り選択をする機会を与えられることは重要なことである。しかし選択は最も重要な要因であるというわけではない。そして voice（告発）よりもむしろ exit（退出つまり選択）を奨励するような完全な市場競争に基づいた制度を作り出す前に、配慮がなされるべきである」⁽¹³⁾と主張している。

以上のことを見て、ではどのような選択が望ましいのかについて検討したい。

3-1. シェフィールド・プロジェクトにおいて示された親の選択基準

1988年教育改革法は、学校選択についての規制を緩和し、親の選択の自由を法的に認めた⁽¹⁴⁾。学校を選ぶ際に親はどのような基準から選択するのであろうか。この問題について考察する。

学校を選択する際に親はどのような基準を利用しているのか明らかにすることを目的とした報告書をシェフィールド・シティー・ポリテクニクが『親としての選択のパターンと過程』と題して1989年10月に出している⁽¹⁵⁾。これはシェフィールドにある初等学校から8つの学校を選び出し、1988/89年にかけてその初等学校の最終学年に在籍していた子どもの親を対象に行った調査の結果である。この調査方法は対象者全員へのアンケートとその回答から選ばれた親への面接という二つの方法をとっている。366人にアンケートが配布され222人から回答があり、その中の16家族との面接が行われた。アンケートには全部で36項目の質問があり、それは1~11までの自分の子どもについての質問と12~36までの親が学校を選んだ理由についての質問に大別される。ここでは項目15の「どのような理由からあなたの選ぶ中等学校に自分の子どもを行かせたいと思うのか」について親に質問した結果を参照して親の選択の基準を検討したい⁽¹⁶⁾。項目15は自由記述での回答が求められ、複数答えることも可能な形式になっている。同じような回答をグループ分けして、順序付けした結果が表1である。

3-1-1. アンケート結果に基づく表の検討

表の結果から得られた親の選択の理由をさらに大きなカテゴリーにまとめ、その中で割合の高かったものが以下の3つである⁽¹⁷⁾。

- ① 「安心感」（困難な学習の助け／子どもの友達が通っている／姉または兄が通っているあるいは通っていた／子どもの選好／子どもが幸せになるだろう／教師の面倒見のよさ）：33.1%（回答数）56.8%（対象者数），
 - ② 「学校と家が近いこと」：18.4%（回答数）31.5%（対象者数）
 - ③ 「学問的／教育的関心」（最高の教育／良い施設／子どもから最高のものを引き出すだろう／良い活動／良い機会／教科の良い選択／優秀な試験の結果）：15.8%（回答数）27.3%（対象者数）
- この結果、親の選択の理由としては「学問的／教育的関心」よりも「安心感」や「学校とが近いこと」の方が優先順位が高いということが示された。なお、性別ならびに社会経済的要因による優先順

位の違いはみられなかった。

3-1-2. その他の親の選択における重要な理由

また、面接では「どの学校に通うかを最終的に決定したのは誰か」という質問がなされたが、16名の親の回答を大別すると、次のようにあった⁽¹⁸⁾。

表1 親が述べた選択の理由

	総数	% (回答数)	% (対象者数)
学校の近さ	70	18.4	31.5
姉または兄が通っているあるいは通っていた	35	9.2	15.8
子どもの友達が通っている	33	8.7	14.9
子どもの選好	22	5.8	9.9
最高の教育	22	5.8	9.9
良い評判	19	5	8.6
教師の面倒見のよさ	18	4.7	8.1
立派で楽しい学校である	17	4.5	7.7
その学校で姉または兄がうまくいった	13	3.4	5.9
優秀な試験の結果	11	2.9	5
子どもが幸せになるだろう	10	2.6	4.5
良い施設	9	2.4	4.1
良い規律	9	2.4	4.1
学校を訪問した印象	9	2.4	4.1
困難な学習の手助け	8	2.1	3.6
親がその学校の卒業生	7	1.8	3.2
教科の良い選択	7	1.8	3.2
その他	6	1.6	2.7
選択しようと思わなかった	5	1.3	2.3
親の友達の子どもが通っている	5	1.3	2.3
良い活動	5	1.3	2.3
利用可能な最良の選択肢	4	1.1	1.8
親が他の生徒を知っている	3	0.8	1.4
子どもから最高のものを引き出すだろう	3	0.8	1.4
制服着用	3	0.8	1.4
良い機会	3	0.8	1.4
キリスト教教育を受ける	3	0.8	1.4
学校が十分に人種を混在させている	1	0.3	0.5
安定した入学者数	1	0.3	0.5
マイノリティ言語が話されている	1	0.3	0.5
無回答	18	4.67	
総回答数	380	100	
総対象者数	222		

(出所) Coldron, J. and Boulton, P., Happiness as a criterion of parents' choice of school, Journal of Education Policy, vol. 6, no.2, 1991, p. 177.

主に子どもの選択 7名

親と子どもが一緒に選択 3名

子どもの選択に反していた／考慮しなかった 6名

最終的な決定を子どもに任せた親たちの場合、その理由は「学校に通うのは子どもたちだから選択する権利は子どもたちがもつべきだ」というものであった。自分達の選好を優先した親たちの場合も、このことで子どもと決定的な衝突状態に陥ることを非常に心配していたと答えている。

また、アンケートのデータからは、子どもの90%が自分の選好を表明したとされており、それには近い割合が子どもは自分の選好通りの学校に通うようになるだろうと答えている。つまり、親の選択の理由は「子どもの選好」と密接に結びついていたわけである。

3-2. 親の権利拡大がもたらす影響の再検討

シェフィールド・プロジェクトの結果から、親たちが中等学校を選択する基準について明らかになったことを概略的にまとめたものが以下の図1である。

図1から親の選択の理由はさまざまな要因が関係あって決定されることがはっきりと示される。そして注目すべきは、コールドロン（Coldron, J.）とブルトン（Boulton, P.）が「コミュニティ・スクールの概念は実際的で構造的な理由やすでに確立されたものと認識されているという理由によってその重要性が維持されやすい。その概念は、友達・兄弟姉妹・近いこと、といった選択する際に最もよく用いられる基準のほとんど全てを含んでいるので、提示されたさまざまな要因は近くにある学

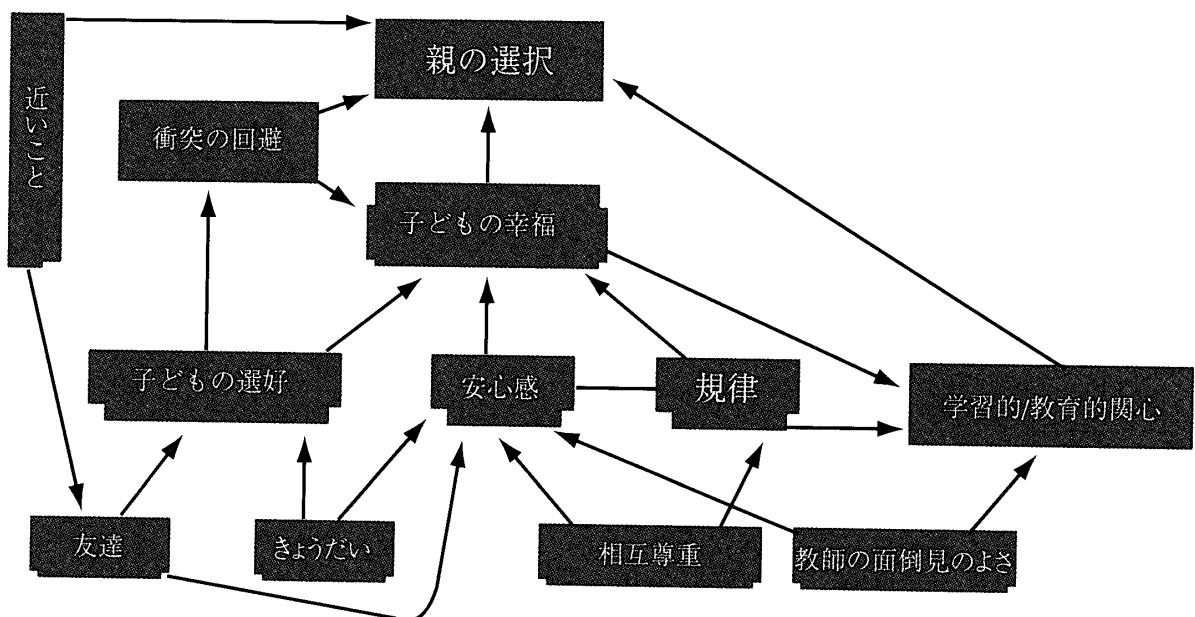


図1. 最も一般的に引き合いに出される選択の諸基準におけるそれぞれの関係の表示

(出所) Coldron, J. and Boulton, P., Happiness as a criterion of parents' choice of school, Journal of Education Policy, vol.6, no.2, 1991, p.171.

校と親に最も人気のある選択とを結びつける」⁽¹⁹⁾ と述べているように、「近いこと」・「子どもの幸福」といった要因はすべて、地元の学校に有利な条件だということである。しかし、こうした地元の学校に対する愛着は強いものであるが決して壊れないものではなく、もしも安全面や楽しさや面倒見のよさといった要因において親の満足を得ることができなければ、せっかくの近いというメリットにもかかわらず、親は別の学校を選択することになるであろう。したがって、地元の学校はその近さのメリットだけに安住するのではなく、「子どもの幸福」がかかわる多様な要因にも配慮した学校経営が目指されるべきであり、それは「近いこと」と「子どもの幸福」の両方が満たされる教育政策を要求することになる。ここで示されたことは、親の権利拡大という手段によって教育の市場化を図ってきた政策の不適切さを明らかにしている。親が望んでいるのは市場化による競争によって学校がよくなったりだめになったりすることではなく、子どもが安心して通うことのできる地元の学校が満足のいく教育を展開してくれることなのである。

4. 結論

本稿の前半部分では、自由市場の論理に従って選択の拡大＝自由の拡大と考える立場に対する批判をおこなってきた。教育分野におけるイギリスの1980年代は、従来のLEAの教育支配にたいする不満、教育水準の劣化が要因のひとつとされたイギリス経済の国際競争力の低下、親による自らのまたは子のニーズを満たすための選択権の要求などが早急に解決すべき問題として認識されていた時代である。そうした時代の雰囲気をうけて、選択機能に対するネオ・リベラルの盲目的な信仰がもてはやされ受け入れられてきたが、問題を解決する手段として選択はあまりにも過度な期待を背負わされすぎたといえるであろう。さらにいえば、選択は手段を通り越してそれ自体が目的だとみなされるようになったともいえる。しかし、諸個人が主体的に選択する自由の目的は、自分の人生を豊かなものにしていくことのできる社会を実現させることにあるはずである。ロートンが「望ましい選択と望ましくない選択や、公正な選択と不公正な選択や、ある人にとって選択権が拡大することが他の人にとつて選択権が縮小する結果を意味するという差異を忘れないでおくことは重要である」⁽²⁰⁾ と述べているように、選択の自由度ばかりを追及することには注意が必要であろう。

選択の量的な拡大では本来の目的が達成できないという認識は、必然的に選択の質に目を向けさせることになる。すなわち、まったくの自由な選択を認めるわけではないが、人々が望む選択肢を用意することで、すべての人が幸福であると感じることのできる社会を実現させるという方向である。こうした問題意識から本稿の後半部分では、人々の学校選択の理由を調査したシェフィールドのプロジェクトを参照して、人々が望む選択肢とは何かについて考察した。その結果人々は「近いこと」や「子どもの幸福」という理由から選択するのであり、こうした条件は地元にある学校が備えている可能性が高いことがわかった。1980年代の教育改革は競争を煽ることで学校間の教育水準の格差をどんどん広げるものであった。しかし、この方向性は親の真のニーズをとらえていないことは明らかである。人々が望んでいる教育政策とは、ロートンが「多くの親が望むことは地元の学校が納得の行く

教育の水準をもっていることだ⁽²¹⁾ という想定の上で全体の制度を改良するべきだ」⁽²²⁾ と述べるような方向で考えられなければならない。そしてその教育政策の理念となるのは本稿が扱ってきたように、教育の市場化や選択の自由の単なる拡大ではないのである。

注(1) この場合、選択機会の拡大はLEAの権限縮小や産業界からの人材育成のニーズに応えるという目的とも絡んでいた。

(2) Joseph, K., *Stranded on the Middle Ground: Reflections on Circumstances and Politics*, Centre for Policy Studies, 1976, p. 62.

(3) quoted in Ranson, S., 'From 1944 to 1988: Education, Citizenship and Democracy', Michael Flude and Merrill Hammer (ed.), *The Education Reform Act, 1988: Its Origins and Implications*, The Falmer Press, 1990, p. 10.

(4) Lawton, D., *Education and Politics in the 1990s: Conflict or Consensus?*, The Falmer Press, 1992.

(5) ibid., p. 89.

(6) Ranson, S. 'Markets or Democracy for Education', *British Journal of Educational Studies*, vol. XXXXI, no. 4, 1993, pp. 333-352.

(7) ibid., pp. 337-338.

(8) Barr, N., *The Economics of the Welfare State*, London, Weidenfeld & Nicolson Barr, 1987.

(9) ibid., pp. 312-313.

(10) Lawton, D., op. cit., p. 95.

(11) ibid., p. 95.

(12) ibid., p. 96.

(13) ibid., pp. 96-97.

(14) 学校選択の規制緩和に関しては、1988年教育改革法第2章26条9項を参照 (*Education Reform Act 1988: Chapter 40*, London, Her Majesty's Stationery Office, 1988, p. 22.)。

(15) Boulton, P., & Coldron, J., *The Pattern and Process of Parental Choice*, Sheffield City Polytechnic, 1989.

(16) この調査結果に基づいてまとめられた論文 (Coldron, J. and Boulton, P., Happiness as a criterion of parents' choice of school, *Journal of Education Policy*, vol. 6, no. 2, 1991, pp. 169-178.) が1991年の『教育政策ジャーナル』に掲載されたので以下ではこの論文から引用する。

(17) ibid., pp. 172-173.

(18) ibid., pp. 174-175.

(19) ibid., p. 176.

(20) Lawton, D., op. cit., p. 105.

(21) ロートンはアドラー (Adler, M.) たちのスコットランドにおける調査を参考にしている。その調査においては、多くの親たち (90 %以上) が自分たちの地域の学校を好んで選んでいることが明らかにされている (ibid., p. 95.)。

(22) ibid., p. 97.

〔追記〕本誌レフェリーの先生方より、丁寧なコメントを頂きました。特に、親がどのような理由から学校を選択するかについて、①1988/89年の、②シェフィールドのみの、③中等学校の結果のみで果たして説得力があるだろうかという指摘をいただきました。その他のご指摘も含めて、今後の課題とします。